北海道告示第10536号

北海道が令和３年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和３年４月１日

北海道知事　鈴木　直道

（農政部所管分その２）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
１　農業・農村コンセンサス形成総合推進事業 農業・農村に対する道民の理解の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。								
（１）草の根交流促進事業	農業者が組織する団体	草の根交流促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	２分の１以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第34号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第34号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
（２）農業・農村パートナーシップ促進事業	農業者と農業関係以外の者で組織する団体 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校 市町村教育委員会などの教育関係機関 総合振興局長又は振興局長が適当と認める団体	農業・農村パートナーシップ促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	２分の１以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第34号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第34号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
（３）コンセンサスづくり活動推進事業	農業団体、消費者団体、経済団体等で組織する道民コンセンサスの形成に向けた取組を推進する団体で知事が適当と認める団体	コンセンサスづくり活動推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	２分の１以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第34号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第34号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　農政部農政課		

2　国土調査事業 　国土調査法に基づき、地籍の明確化を図る調査を行うため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が国土調査事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次の掲げる経費 ア　直接経費（委託作業及び直営作業を実施するために直接必要な経費） 報酬、給料、職員手当等、報償費、需用費、旅費、使用料及び賃借料、安全費、精度管理費、委託料、備品費 イ　附帯経費（調査に附帯する事務に必要な経費） 報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、備品費、共済費、災害補償費、役務費、補償補填及び賠償金、公課費	４分の３以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第35号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第35号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　農政部農業経営局農地調整課		
3　畜産環境整備事業 　総合的な畜産経営の環境整備を行うことにより、地域畜産の持続的発展と生活環境の改善を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人北海道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が畜産環境整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)　基本施設整備費 (2)　利用施設整備費 ア　家畜排せつ物処理施設の整備費 イ　地域有機質残さ等一体高度処理施設の整備費 ウ　エネルギー等副産物利用処理施設の整備費 エ　家畜排せつ物燃焼処理施設の整備費 オ　地域有機質残さ飼料化施設の整備費 カ　水質汚染防止施設の整備費 キ　バイオ燃料生産・活用農業用機械施設の整備費 ク　たい肥土壌分析施設の整備費 ケ　水分調整資材収集製造施設等の整備費 コ　サイレージ用ラップ等廃棄物処理施設の整備費 サ　電気導入施設の整備費 シ　その他施設の整備費 (ｱ)農機具庫の整備費 (ｲ)家畜保護施設の整備費 (ｳ)周辺環境施設の整備費 ス　ストックマネジメント事業の整備費	100分の50以内（畜産高密度地域かつ環境負荷脆弱地域におけるエネルギー等副産物利用処理施設、家畜排せつ物燃焼処理施設及びバイオ燃料生産・活用農業用機械施設の整備については、100分の55以内。その他施設の整備については、1/3以内。）	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第155号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第155号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
4　中山間地域所得確保推進事業 　中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	所得確保計画の策定・実践に係る経費のうち、次に掲げるもの（（１）～（４）は選択項目、（５）及び（６）は必須） （１）マーケット調査（国内市場・海外輸出） （２）消費者動向調査 （３）生産・加工・流通・販売・現状分析 （４）生産・販売戦略の検討 （５）所得確保計画の作成 （６）計画の実践	定額	農政第２号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式	農政第２号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

5　園芸産地における事業継続強化対策事業 　北海道が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」に基づき実施されるハウスの補強等への対策を図るため、予算の範囲内で補助する。				農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第207号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第207号様式	提出部数　１部 提出期日　別に指示する日 提出先　総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては、農政部生産振興局農産振興課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	
（１）事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備	市町村 公社 農業者の組織する団体 地域農業再生協議会等 特認団体	事業継続計画の策定に係る検討会の開催や非常時の協力体制（従業員の融通）の構築に係る取組、事業継続計画の推進に向けた講習会の開催やマニュアルの策定等に要する経費又は当該補助の対象となる経費	定額					
（２）事業継続計画の実践	市町村 公社 農業者の組織する団体 地域農業再生協議会等 特認団体	自力施工等の技術習得や災害復旧の実証、既存ハウスへの被害防止対策（ハウスの補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪・加温装置等の設置、非常用電源の導入等）に要する経費又は当該補助の対象となる経費	定額 （既存ハウスへの被害防止対策については、２分の１以内）					